

資料6-1 災害救助法による救助の方法及び期間一覧表

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
収容施設 の供与	<p>1 避難所は、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり 320円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季（10月から3月まで）の場合 別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生日から7日以内とする。</p>
応急仮 設住宅	<p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することがある。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することがある。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29・7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,621,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同1敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</p>
炊出し その他 による 食品の 給与及 び飲料	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が損害を受けて炊事できない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う</p>	<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,080円以内と</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生日から7日</p>

水の供給	<p>ものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。</p>	する。	<p>以内とする。</p> <p>ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。</p>																					
飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により1時的に居住することができない状態となつたものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,300円</td> <td>30,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>23,500円</td> <td>39,200円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>34,600円</td> <td>54,600円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>41,500円</td> <td>63,800円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>52,600円</td> <td>80,300円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>52,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額</td> <td>80,300円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯 区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	1人世帯	18,300円	30,200円	2人世帯	23,500円	39,200円	3人世帯	34,600円	54,600円	4人世帯	41,500円	63,800円	5人世帯	52,600円	80,300円	6人世帯以上	52,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額	80,300円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額	
季別 世帯 区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）																						
1人世帯	18,300円	30,200円																						
2人世帯	23,500円	39,200円																						
3人世帯	34,600円	54,600円																						
4人世帯	41,500円	63,800円																						
5人世帯	52,600円	80,300円																						
6人世帯以上	52,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額	80,300円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額																						
	<p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>																							
		(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により1時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により損害を受けた世帯																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季（4月から</th> <th>冬季（10月から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季（4月から	冬季（10月から																			
季別	夏季（4月から	冬季（10月から																						

		世帯区分	9月まで)	3月まで)	
		1人世帯	6,000円	9,700円	
		2人世帯	8,000円	12,600円	
		3人世帯	12,000円	17,900円	
		4人世帯	14,600円	21,200円	
		5人世帯	18,500円	26,800円	
		6人世帯以上	18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額	
		(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額			
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>	

	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみを失つたものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>	
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり567,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>	
生業に必要な資金の貸与	<p>生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、一件（一世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 貸与期間 二年以内</p> <p>(二) 利子 無利子</p> <p>(三) 担保 連帯保証人一人</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。</p>	
学用品の給与	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p>	<p>学用品の給与は、災害</p>	

	<p>上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 教科書（小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>	<p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり 4,200円</p> <p>中学校生徒 1人当たり 4,500円</p> <p>高等学校等生徒一人当たり 4,900円</p>	<p>発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>
<p>埋葬</p>	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。）又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つば及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり 208,700円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり 167,000円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>

死体の捜索	死体の捜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり 3,400円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用</p> <p>次に掲げる場合に依じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあっては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ア 既存建物を利用する場合</p> <p>施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合</p> <p>1体当たり5,300円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 検案のための費用</p> <p>救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
障害物の除去	障害物の除去は、災害によつて土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合</p> <p>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合</p> <p>(3) 飲料水の供給の場合</p> <p>(4) 医療及び助産の場合</p> <p>(5) 災害にかかった者の救出の場合</p>	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

	(6) 死体の捜索の場合		
	(7) 死体の処理の場合		

災害救助法施行細則 最終改正 平成27年5月29日規則第42号 抜粋

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 6-2 災害救助法施行細則(抜粋)・適用基準

災害救助法施行細則(抜粋)

(昭和40年10月29日愛知県規則第60号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号以下「規則」という。)の施行に関する事項を定めるものとする。

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は法による救助(以下「救助」という。)を実施するときは、すみやかに救助を実施する市町村の区域を公告するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、資料「災害救助法による救助の方法及び期間一覧表」のとおりとする。ただし、知事はこれによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これをこえて救助を実施するものとする。

災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市、(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準

- (1) 被害世帯がそれぞれ次の世帯数以上に達したときは、災害救助法を適用する。
 - ア. 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

※ 犬山市 80世帯以上

イ. 被災世帯数がアの基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市(区)町村の被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき。

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

※ 犬山市 40世帯以上

ウ. 被災世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあったとき。

エ. 市(区)町村の被害がア、イ及びウに該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(ア) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全壊、全焼、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

(イ) 被害世帯は、住家の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は一戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

(ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(2) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または危害を受ける恐れが生じたときは、厚生労働大臣に協議して災害救助法を適用する。